

市中心障害児見舞金 市視覚障害者見舞金 受給者の方へ 手当を振り込みます

平成18年度分の見舞金を12月22日(金)付けで振り込みます。
振込日以降に記帳などで確認し、振込がされていない場合は、至急ご連絡ください。

また、翌年度から振込先を変更したい方は、印かんを持参のうえ、いきいき広場までお越しください。
問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

児童扶養手当 受給者の皆さんへ

児童扶養手当を12月11日(月)に各金融機関へ振り込みました。

手当受給資格者で、まだ申請していない方はご連絡ください。

受給資格者 父がいないか、父が障害(身障手帳1級か2級の1部)状態にある家庭で、18歳到達年度未までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を

養育している方
※所得制限があります。公的年金受給者は対象外です。
問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871



平成19年度追加受付 競争入札参加資格審査 申請書の受付が はじまります

市が発注する物件の製造の請負・買入れ、その他の契約にかかる競争入札に参加する方の資格審査申請書の受付を行います。

受付期間

平成19年1月11日(木)～1月15日

(月)

受付時間

午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時

◇**受付場所**

高浜市役所4階第3会議室

提出書類

高浜市指定様式をA4ファイル(桃色)にとじたもの、入札参加資格者カード 各1部
※法人の場合、登記事項証明書の写しが必要です。

留意事項

・郵送による申請受付はできません。
・国税、県税、市税の納税証明書を添付してください。

・国税の納税証明書は、個人は納税証明書「その3の2」、法人は納税証明書「その3の3」の直前1か年の写しを提出してください。
・なお、税務署が納税証明書(その3の2およびその3の3)を発行できない場合は、納税証明書「その1」を提出してください。
・その他添付書類については届出要領で確認してください。

問合せ先

契約検査グループ

☎52-1111 (内線233・339)

石綿健康被害者 特別遺族給付金 労災補償請求の お知らせ

石綿健康被害による特別遺族給付金の請求は、法が施行された平

成18年3月27日以降、3年間となつています。

対象となる方は、平成21年3月26日までに請求手続きをしてください。

また、石綿により中皮腫・肺がんなどを患い療養中の方は、療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。
詳しくは、問い合わせてください。

※特別遺族給付金対象遺族

石綿を取り扱う作業に従事したことにより、中皮腫や肺がんなどを発症し、平成13年3月26日以前に死亡された遺族であつて、時効(死亡から5年経過)により労災保険法に基づき遺族補償給付を受ける権利が消滅した方。

問合せ先

刈谷労働基準監督署

☎21-4885

善意をありがとうございました

(敬称略)

市へ
高親会、(株)豊田自動織機、
平成18年度高取午未会